

○職業訓練指導員試験について

公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年5月15日

奈良県知事 荒井正吾

- 1 試験を実施する職種
全職種(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる職種)
- 2 試験の科目
実技試験及び学科試験(法第30条第5項の規定により、実技試験及び学科試験の全部を免除)
- 3 受験資格
法第30条第5項の規定により、実技試験及び学科試験の全部を免除することができる者。ただし、法第28条第5項の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- 4 実施期日
令和2年7月15日(水)から令和3年3月31日(水)の間の随時(奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号。以下「条例」という。)第1条第1項に定める県の休日を除く。)
- 5 実施場所
奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課(申請書類の提出先)
- 6 受験申請の手続
 - (1) 申請書類
 - イ 受験申請書(全科目免除者用)
 - ロ 省令第46条の表の上欄に該当する者(実技試験及び学科試験の全部を免除することができる者に限る。)であることを証する書類
 - ハ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身・正面脱帽の縦4cm、横3cmの大きさで、裏面に氏名を記載したもの)
 - ニ 返信用定形封筒1枚(本人あての送り先住所氏名を明記したもの)。84円切手(結果通知書送付用)を同封すること(ただし、郵便料金が改正された場合は定形郵便物25g以内が送付できる改正後の額の切手)
 - (2) 申請書類の提出先
奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
 - (3) 申請書類の提出期間
令和2年7月15日(水)から令和3年3月31日(水)の間の随時(条例第1条第1項に定める県の休日を除く。)
 - (4) 受験手数料
無し
- 7 合格発表
申請者への通知をもって合格発表に代える。
- 8 その他
受験申請書の用紙は、奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課で交付します。
なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、84円切手を貼付けたもの)を同封してください。(ただし、郵便料金が改正された場合は定形郵便物25g以内が送付できる改正後の額の切手)
- 9 問い合わせ先
奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課能力開発係(電話0742-27-8834)